**中野区重症心身障害児(者)等**

**在宅レスパイト・就労等支援サービス事業案内**

　在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）等に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュ、就労等支援を図ります。

1. 対象者

　☆　愛の手帳・身体障害者手帳の有無にかかわらず、区内に住所がある１８歳未満の、下記①～⑫の医療的ケアを受けている障害児等を介護する家族

　　　①　人工呼吸器管理　②　気管内挿管・気道切開　③　鼻咽頭エアウェイ　④　酸素吸入

⑤　６回/日以上の頻回の吸引　⑥　ネブライザー　６回/日以上または継続使用

⑦　中心静脈栄養　⑧　経管（経鼻・胃ろうを含む）　⑨　腸ろう・腸管栄養

⑩　継続する透析（腹膜かん流含む）　⑪　定期導尿（３回/日以上）・人工膀胱

⑫　人工肛門

又は、

　☆　以下の各号すべてに該当する重症心身障害児（者）を介護する家族

1. 区内に住所があり、１８歳に達するまでに(２)の状態になった方
2. 重度の知的障害(愛の手帳１度または２度)があり、かつ重度の肢体不自由(身体障害者手帳１級または２級で歩行不能)がある方
3. 在宅でご家族による介護を受けて生活をしている方
4. 医療保険制度による訪問看護により医療的ケアを受けている方
5. 医師が指示書により医療的ケアが必要と認める方

※(２)については障害者手帳未取得であっても、重症心身障害児のための「東京都重症心身障害児在宅療育支援事業」の利用者等、対象者となる場合がありますので、ご相談ください。

1. 事業概要

　区と委託契約した訪問看護事業者の看護師が、対象者の自宅において医療的ケア（呼吸管理・栄養管理・排泄管理等）を行います。入浴、外出を伴う介護、家事支援は行いません。

時間：１回あたり２時間から４時間までの間で、３０分単位。年度内１４４時間を上限。

1. 利用者負担

申請をする前に

**サービス利用の手順**

・利用対象に該当しているか確認してください。

・医療保険で利用中の訪問看護事業者が、在宅レスパイトサービスの利用もできるか、訪問看護事業者に確認してください。

・在宅レスパイトサービス医師指示書の様式を区から取り寄せ、主治医に作成を依頼し、記載してもらいます。医師指示書作成料はお支払いの上、領収書を必ずもらってください。世帯の課税状況に応じて、2,700円～3,000円を上限に医師指示書作成料の助成があります。

・在宅レスパイト・就労等支援サービスに関する様式は区のホームページからダウンロードできます。

申請に必要な書類　(提出先は中野区役所障害福祉課・すこやか福祉センター)

・身体障害者手帳・愛の手帳(手帳未取得の場合は東京都重症心身障害児在宅療育支援事業の決定通知書等、心身の状態を確認できるもの)

・在宅レスパイト・就労等支援サービス事業利用申請書

・医師指示書及び領収書

・医師指示書作成費助成金交付申請書

・医師指示書作成費助成交付請求書兼口座振替依頼書

![MCj04108990000[1]]()

利用登録

・区は申請書類一式を確認し、利用の決定をします。

・「利用決定通知書」がご自宅に後日送付されます。

・医師指示書の内容は区から訪問看護事業者に情報提供します。

利用予約

・「利用決定通知書」を訪問看護事業者に示し、在宅レスパイトサービスの利用希望日時を予約してください。

サービス利用

・訪問看護師が行う医療的ケアは、呼吸管理・栄養管理・排泄管理等、医師指示書に記載された内容です。

・入浴、外出を伴う介護、家事支援は行いません。

・利用時間は１回につき２～４時間の範囲で３０分単位で利用可能。

利用料支払

・自己負担の生じる場合は、事業所にてお支払いください。

訪問看護事業所

安全にサービスを提供するため、サービスを提供する訪問看護事業者は、原則、医療保険で訪問看護を受けている同一の事業所に限ります。訪問看護事業者と区が委託契約を結んだ後に、サービスが利用可能になります。

【お問い合わせ】

障害福祉課　在宅福祉係　電話３２２８－８９５３

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX３２２８－５６６５

